

平成23年第1回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 議 平成23年2月28日 午前10:00

○散 会 午前11:26

○出席議員（20名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	5 番 菅 原 理 恵 子	6 番 澤 井 昭 二 郎
7 番 菅 原 久 和	8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹
10 番 佐 藤 義 久	11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙
13 番 佐 藤 昇	14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武
16 番 鈴 木 斌 次 郎	17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄
19 番 佐々木 嘉 一	20 番 千 田 正 英	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 山 口 義 光
会 計 管 理 者 佐 々 木 博 信	産 業 建 設 部 長 児 玉 俊 幸
水 道 局 長 菅 原 龍 太 郎	教 育 次 長 鈴 木 公 悦
市 民 生 活 部 長 小 林 健 一	福 祉 保 健 部 長 鈴 木 司
総 務 課 長 藤 原 貞 雄	企 画 政 策 課 長 幸 村 公 明
活 性 化 推 進 室 長 関 谷 良 広	財 政 課 長 川 上 護
産 業 課 長 伊 藤 清 孝	総 務 学 事 課 長 鎌 田 雅 樹
生 涯 学 習 課 長 菅 原 一	市 民 課 長 鈴 木 利 美
生 活 環 境 課 長 近 藤 進	社 会 福 祉 課 長 大 木 充
税 務 課 長 山 平 重 男	都 市 建 設 課 長 渡 部 智
農 業 委 員 会 事 務 局 長 根 一	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長・ 監 査 委 員 会 事 務 局 長 三 浦 永 寿
追 分 出 張 所 長 三 浦 喜 博	幼 児 教 育 課 長 小 玉 隆

高齢福祉課長 伊藤 律子 健康推進課長 伊藤 正吉

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊藤 正 議会事務局次長 門間 善一郎

平成23年第1回潟上市議会定例会日程表（第3号）

平成23年2月28日（3日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長（千田正英） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成23年第1回潟上市議会定例会を再開致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（千田正英） 日程第1、議員の一般質問を行います。

本日の発言の順序は、12番岡田 曙議員、8番伊藤栄悦議員の順に行います。

12番岡田 曙議員の発言を許します。12番岡田 曙議員。

○12番（岡田 曙） おはようございます。

傍聴者の皆さん、早朝からご苦労さまでございました。23年度第1回定例会におきまして一般質問の機会をいただきましてありがとうございました。日ごろ、市民のためにより良い市政運営に当たっている市長はじめ職員の皆様には、本当に心から感謝申し上げます。

先に通告していますので、従って質問をさせていただきます。当局のご答弁のほどを宜しくお願い致します。

質問の内容につきましては、初日に質問されました先輩議員の方々と重複している点もありますので、その点も宜しくお願いを致します。3点ほど質問致します。

はじめに、健康増進計画の策定状況につきましてお願いを致します。

厚生労働省は、平成15年に施行された健康増進法により策定された「健康日本21」、これにより各市町村に計画策定が義務づけられ、我が市においても市民のために試行錯誤されてきたと思われま。

今「健康かたがみ21」を作成されるに当たって、今年は策定委員会を設置し、24年4月を目途に運動期間とし、国が推進するこの事業も10年目にして最終段階に入りました。健康に関しての対策、調査、予防など、市民もまたそれぞれ健康に対しての意識も改善され、地域における様々な事業も積極的に自分らしさを見つけ参加されております。福祉サービスの支援体制、福祉向上にと、健康はすべての人々に対しての保障された権利でもあります。

そこで「健康かたがみ21」を計画するに当たっての策定状況と、どこに焦点を合わせ、潟上市らしい理想像に向けて進まれていくのかをお尋ねを致します。

そして一つめとしてもまた、特定検診率について先輩の方の先程の質問にありましたけれども、この市の受診率についての考え方。

二つめ、高齢者の歯の健康について8020運動についての考え方は、について宜しくお願い致します。

二つめとして、学校給食の衛生管理について。

安心して等しく食育を学びながら心身ともに食の喜びを知り、栄養のバランスのとれた学校給食は、子供たちにとって何より大切なものです。しかし過去、食の表示偽装、産地偽装など学校関係者にも様々な衝撃を与えた事件・事故がありました。最近では、2月14日に感染経路の不明なもと、北海道岩見沢市内小中学校の児童生徒、これは23日の新聞紙上に発表されましたけれども、はじめは840人としていましたけれども1,500人以上がサルモネラ菌に、食中毒になっているということでありました。常に学校給食に従事する者は、事故を未然に防止するために様々な知識を習得、安心・安全を前提条件として管理の徹底に努めていると思います。いま一度、潟上市の学校給食の管理体制はどうなっているかお伺い致します。

そこで、私も中央保健所管内で食品衛生の指導員をやっている関係で、このルミテスターを持って歩いている関係で、いつでも、どこでも、だれでもたった10秒で見えない汚れを測ることができるルミテスターは、洗浄度管理、厨房の管理、衛生教育に最適だと思います。事故などを未然に防止するためにも、小学校1台、中学校1台、幼稚園とそれぞれ1台ずつ用意する必要があるかと思しますので、そのような考えはどうでしょうかと伺います。

三つめ、人口動態について。

かつてないスピードで少子高齢化社会に突入し、全国的にも過去最大のペースで人口減少となり、今後も出生率の低下も平均寿命から自然減をさらに更新していくのではないかと予測されております。いまや大きな社会問題となっています。

先日の全員協議会でも人口動態について1番の中川さんから質問されましたけれども、人口増の対策を講じているのかと質問されましたが、お互いに良い知恵があったらという結論に至りました。

人口増の力は若者です。若者が雇用や社会保障が安定し、生活面で豊かで安心できて、

やがて家庭を持って子供を生き育てられる環境整備こそが基本ではないでしょうか。いくら母子保健分野において安心して妊娠、出産、育児できるような整備に努めても、なかなかその目標までは達成できない状態です。

我が市も高齢者の死亡数は高めで推移をなしています。人口は3万5,000人を割りました。昨年1年間で死亡した人数は409名、生まれた人数は202名、県内でも我が市は婚姻率が低く、離婚率が高くなっています。この状況を我が市としてどのように考えているのでしょうか。

農業、商工業は後継者もいなく、衰退する傾向にあり、結婚の意識も薄れています。若者に夢と希望を与え、自信と責任を持たせ、こまめに対応するようなことが大切かと思えます。今の潟上市においての人口動態についてどのように考えているのでしょうか、お尋ねを致します。

この3点を宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） おはようございます。

傍聴者の皆さんも大変御苦労さまでした。

12番岡田曙議員の一般質問の三つめ、人口動態について私からお答え致します。

一般質問の一つめにつきましては福祉保健部長から、二つめにつきましては教育長から答弁させます。

本市の婚姻率、離婚率の状況については、平成20年の秋田県の婚姻率が4.1、離婚率が1.65となっており、潟上市は婚姻率3.8、離婚率が2.24となっていて、県平均と比較すると婚姻率は低く、離婚率は高くなっております。

離婚の原因は様々あると思いますが、都市化、核家族化にも伴って地域や家庭の養育機能も低下していると言われております。

結婚、離婚については個々の問題であり、なかなか入っていくわけにもいきませんが、市でも弁護士、ソーシャルワーカー等の相談窓口を設けております。

総合発展計画基本構想にある27年の目標人口は「3万8,000人」を「3万6,000人」に下方修正したことに象徴されるように、本市のみならず日本全体が人口減少時代を迎えていることから、人口の維持・増加させることは並大抵のことではありませんが、潟上市は秋田市に隣接するという地理的条件や若年層が多いという年齢構成から、子育て支援や環境整備などを積極的に行うことなど、施策の展開次第では今後の人口流入が期待

できるものであります。このようなことから、特に若い世代が定住先として選択できるよう、魅力を高め、活力あるまちづくりを目指してまいります。

また、結婚への意識の薄れに対する対応についてであります。本件については潟上市のみならず秋田県全体の課題であり、秋田県における少子化が進む背景として、未婚化や晩婚化の増加が要因の一つになっていると指摘されております。

そのような中、少子化対策の一環として23年度から県・市町村・関係団体等とともに新たな任意団体「あきた結婚支援センター」が設立されることとなります。

本市も構成市町村の一員として、結婚サポーターの養成や出会い・結婚支援のネットワークの構築、独身男女の出会いイベントの拡充等に加え、個別の出会いの場を提供するための会員登録制による個別マッチングシステム導入への取り組み支援を行う予定であります。

今後ともこれらの取り組み内容について周知活動を行いながら、官民一体となり、出会いと結婚を希望する独身男女の方々への選択肢の一つとして支援してまいりたいと思いますので、ご理解くださるようお願い致します。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 12番岡田曙議員の一般質問の健康増進計画の策定状況についてお答え致します。

健康づくり計画であります「健康かたがみ21」は、平成15年に策定されました「健康てんのう21」を引き継ぎ、平成20年度に中間評価をし、名称を「健康かたがみ21」として、24年度までの後期計画として8つの行動目標を設定し、実践しております。23年度は最終評価と次期計画のあり方について検討する年として策定委員会を予定しています。

一般質問にあります一つめの特定健診の受診率であります。平成21年度は17.0%、22年度2月現在の受診率は28.3%で、昨年実績よりは受診率が上昇しております。しかし24年度の目標値であります45%には、まだ至らない状況で、新年度は希望者に対して眼底検査も加え、健診内容の充実を図るとともに受けやすい環境づくりを検討して、受診者の増を目指していきます。

二つめの高齢者の歯の健康についてであります。これまでは健康教室などの機会をとらえ、ブラッシング指導や誤嚥予防のための口の体操等を普及しております。また、県の事業と連動しまして8020いい歯のお年寄り事業、いわゆる80歳以上で20本以上の歯を持っている方の認定証の交付と優良者表彰には毎年参加を呼びかけ、22年度は12名の

方が認定されております。

今後も、一生自分の歯で食事ができることは生涯現役につながることでありますので、各年代に応じた歯の健康維持対策に努めてまいります。

以上です。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 12番岡田曙議員の一般質問の二つめ、学校給食の衛生管理についてお答えします。

学校給食については、管理者である学校長に対して徹底した衛生管理に努めるよう指示をしております。

学校では、平成21年4月に施行された文部科学省の「学校給食衛生管理の基準」に基づき、ノロウイルス等による食中毒の集団発生がないよう、学校栄養士の指導のもと、細心の注意を払って衛生管理に努めております。

学校給食の管理体制については、市内に配属されている3名の学校栄養士と市職員1名の4名で、定期的に各学校を訪問しながら指導を徹底しております。また、調理員の指導についても、調理員研修会や給食検討委員会を開催し、情報を共有しながら衛生管理に努めています。

学校給食の洗浄不良対策については、作業の開始前、終了後の除菌用薬剤の吹き付けや拭き取り等により徹底した衛生管理に努めており、幸いにも食中毒の発生は今のところ一度もございません。

しかしながら、拭き取り後の微生物や、微生物の増殖の原因となる食物の残渣等の調査については実施しておりません。科学的根拠による客観的な安全性の確認には至っていないところでございます。

今後、岡田議員ご指摘のルミテスター等の検査機器によるATP拭き取り検査を学校栄養士の管理のもと定期的の実施し、さらなる衛生管理に努め、食中毒事故の防止に迅速に対応できるよう努めていくものでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） 12番、再質問ありますか。12番。

○12番（岡田 曙） ご答弁ありがとうございました。

はじめに健康増進の計画策定状況につきましてですけれども、今お話しされました特定健診も目標までに達成できる可能性が持っているということですが、私、この特

定健診を始めてから3年になりますか、だんだんこう下がっていくようではないかと危惧してるけれども、今のデータを聞きまして何か目標まで一生懸命頑張るということで、どうかこのまま進めてほしいと思います。

この「健康かたがみ21」の策定に当たりまして、策定委員を設置するに当たって、何かこの潟上市に特別に策定委員を置いて一生懸命やらなきゃいけないって、特にその重点を置いているようなことを何であるかを、そして一番潟上市において健康の問題というんですか、何が問題化されているか、これをちょっとご説明していただきたいと思います。

それから学校給食におかれまして、ありがとうございます。昨年ですね、同僚議員と学校給食の試食会に出席する機会をいただきまして、その節はありがとうございました。非常によく食品の購入先からいろいろ説明いただきまして、厨房の中も見せていただきまして、すばらしく管理されているようでございました。

ただ感じたのは、食品の搬入のときにドアが1枚のところに入るので、風除室がないものですから、やはり搬入する場合、ドアが開くものですから、今言ったその細菌を媒介するようなネズミとか、あるいは害虫のようなものが入りやすい状態になっているので、この点も調査してほしいと思います。

それから、給食の献立を見ますと、生徒、児童に食べやすい、給食が残らないように努力なされている関係で、献立を見ますと、今設置されている冷蔵庫のことですけれども、これがちょっと容量が足りないんじゃないかと思imasるので、この点をきちっと調査してほしいということで、宜しくお願い致し、このことについてちょっとお答えしていただきたいと思imas。

それから人口動態のことにつきまして、今市長が申されました県の結婚支援センター設立に当たって、確かこれ17万1,000円を計上されております。この結婚支援センターという大変いいことだなと思うけども、果たして潟上市にとってどれほどの効果が上がって、どれほど期待できるのかと思imas。そして、もしできたら潟上市においてこの支援センターでなくても窓口を置いて、過去、ここのことで力を入れたことがある経緯がありますが、この点について市として再度検討していただければと思imasので、宜しくお願い致します。

以上です。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 岡田議員の再質問の3点めの人口動態、県がやっているこの事業とともに潟上市でもどこぞの窓口を設けてやった方がいいのではないかという提案については、今後十分検討してまいりたいと。

○議長（千田正英） 伊藤健康推進課長。

○健康推進課長（伊藤正吉） 12番岡田議員の再質問の健康増進計画の策定に当たって、今後何を重点目標としているか、また、問題点についてお答えしたいと思います。

最近、出生率の低下によって少子化と高齢化に加え、がん・脳卒中・心臓病などの生活習慣病による死亡する人の割合が高くなってきております。また、このところ糖尿病とか肥満などが増加しております。このようなことから、疾病の早期発見・早期治療の健診などによる予防はもちろん大切でございますけれども、それに加えて食事・運動・休養などの生活習慣を改善して、生活習慣病を予防するということが重要になってきております。そのため、一生を通じて市民一人ひとりが健康で自立した生活が送れるよう、子供からお年寄りまで一貫した健康づくりが重要でございます。

健康づくりは個人だけでは大変難しく限界もありますので、地域と行政、関係機関が連携した健康づくりが必要となってきております。そういう意味からも、この後取りかかる24年度に策定される「健康かたがみ21」については、市民からのご意見を参考に健康づくりの活動を健康な生活習慣、また、心の豊かさとか生活環境を重視して、その中で食事や生活習慣病予防、また、運動や歯の健康、たばこ・酒、心の健康、生活環境を重点分野として進めていきたいと考えております。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 厨房の風除室に入るドアが1枚だと。そのことで害虫、あるいはネズミが入るということで、非常に安全について考えなければいけないということで、各学校の食品の搬入のそのドアの現場をよく見て、今後検討してまいりたいと思います。

また、冷蔵庫の件ですが、これについては今年の、本年度の予算に800万円の予算化をして重点的に冷蔵庫を、各学校のないところに入れるということで予算化しておりますので、その点についてひとつ宜しく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（千田正英） 12番、再々質問ありますか。

○12番（岡田 曙） 質問はございません。ありがとうございました。宜しく願い致

します。

○議長（千田正英） これをもって12番岡田 曙議員の質問を終わります。

8番伊藤栄悦議員の発言を許します。8番伊藤栄悦議員。

○8番（伊藤栄悦） おはようございます。

それでは、ただいまから大項目2つ、小項目4、その中で14について質問致します。
ご答弁宜しくお願い致します。

はじめに字句の修正、大変申しわけありませんが字句の修正をお願い致します。

「市総合発展基本計画等」と書いてございますけれども、正式の名称は「市総合発展計画基本計画」ということですので、修正方、宜しくお願い致します。

それでは、市総合発展計画基本計画等計画実現に向けた取り組みについて質問致します。

地方分権、地方主権、すなわち地方自治体への権限移譲と地域住民による自己決定、自己責任が叫ばれてから久しい時間が過ぎてございます。地方自治制度は、市民の代表である行政と立法の二元代表制を取っておりますが、主権者はもちろん地域住民であり、公務員がパブリックサーバントと呼ばれるゆえんでもあります。

市長が施政方針において「市民目線に立った政策を」、あるいは「市民の市民による市民のためのまちづくり」を基本理念に掲げていることにもあらわれております。

それを受けて、本市の総合発展計画基本計画等、計画実現のために、一つとして「市民に開かれた市政の実現」を掲げ、その取り組みとして、広報、公聴活動の充実、情報公開の推進、個人情報保護が述べられております。市民による市民のための市政を実現するためには、行政情報を開示し、あるいは開示させ、市民が市政を公正・公平な立場に立って判断し、自己決定することが重要であります。

二つめとして、健全な自治体経営の推進、その取り組みとして行政改革の推進、行政評価の導入が述べられております。

多様化する住民ニーズに対応した公共サービスの提供には、安定した財政基盤の確立が重要課題であります。リーマンショックなどによる経済危機、少子高齢化の進行など社会的構造変化の影響を受け、国や自治体は厳しい財政運営を強いられており、行財政改革、その手法としての行政評価のあり方が健全財政の確立にとって重要な課題となっております。

そこで市民に開かれた市政実現の観点から情報公開の推進について、健全な自治体運

営の推進に関し行政改革と行政評価を中心にお伺い致します。

はじめに、市総合発展計画基本計画策定についてお伺い致します。

(a) 前期基本計画をどう総括し、基本計画にどう反映されているかお伺い致します。

(b) 新市建設計画で示されている事業の中で、総合発展計画基本計画10カ年事業で廃止・変更・新規に計画、これは今後予定も含まれてであります、される事業計画と、その財源内訳についてお伺い致します。

二つめとして、情報公開の推進について。

(a) 市民の情報開示を求める権利を十分に尊重する。情報公開条例の適正な運用を図るとありますが、適正な運用の具体的内容をお伺い致します。

(b) 現情報公開条例は条例内容が十分でなく、改定を検討しなければならないと述べられておりますが、改定すべき具体的内容は何か。また、情報公開条例改正を考えているかどうかお伺い致します。

3、行政改革と行政評価等について。

(a) 財政指標の目標値と実際値はどのようになったか。第一次行政改革大綱をどう総括し、第二次行政改革大綱にどう反映されているかお伺い致します。

(b) 第一次行政改革大綱における経費節減等の財政効果、5カ年でありますけれども、その削減目標値8億3,300万円、これは人件費・物件費・補助費に限っておりますけれども、これに対する実質削減財政効果ならびに目標値と実質値の計算方法についてお伺い致します。

(c) 平成20年度から費用対効果や市民の満足度の観点から、行政評価を本格的に実施していると述べられておりますが、市民の満足度の把握方法とその結果、評価方法とその結果についてお伺い致します。

(d) 本市の実態に即した行政評価制度の推進を図ると述べられておりますが、どのような評価制度を考えているか、お伺い致します。

(e) 本市では、事務事業等の行政内策定・行政内評価となっておりますが、第三者による外部評価を実施する考えはありますか。お伺い致します。

次に、大きな2番めとして、地域審議会のあり方についてお伺い致します。

地域審議会のあり方については、合併を進める上での懸念事項や障害を除去し、また、合併後においては市町村の均衡ある発展などを図ろうとするものであります。

地域審議会の役割としては、本市の均衡ある発展を第一義に考え、施策全般に関し市

長の諮問に応じて審議し、または必要と認める事項につき市長へ意見を述べることできる機関であると述べられております。

旧3町の基本構想・基本計画に定められた地域住民にとって最も重要な事業が、合併時作成された新市建設計画に継承され、合併後10年間で123億6,800万円の合併特例債を活用、総額190億円の普通建設事業が計画され、市総合発展計画基本計画に反映されております。

合併後、先ほど申しましたようにリーマンショック等による世界的な経済危機や少子高齢化など社会的構造変化もあり、自治体は厳しい財政運営を強いられております。本市においても、時代の変化に対応し、当初、事業計画の変更が必要となっております。

そこでお伺い致します。

(a) 市地域審議会の設置に関する条例が設置されておりますが、旧3町は対等合併でありながら旧天王町に地域審議会が条例から除外された理由は何か。条例を改正し、地域審議会を設置する考えはあるかお伺い致します。

(b) 市長が地域審議会に諮問し、答申を受ける事項は何か。また、新市建設計画の主要事業の廃止・新規事業の追加等変更について、地域審議会に諮る必要があると考えているかお伺い致します。

(c) 豊川小学校の建設事業、あるいはクリーンセンター建設事業の廃止・変更等は、地域審議会への諮問・答申の対象になりますか。お伺い致します。

(d) 合併後に全く計画になかった事業で、合併特例債を活用し実施する事業は、新市建設計画の変更の対象になりますか。お伺い致します。

これで壇上からの質問を終わります。答弁宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 8番伊藤栄悦議員の一般質問の一つめの市総合発展基本計画策定についてと、四つめの地域審議会のあり方について、私から答弁致します。二つめについては総務部長から、三つめは副市長から答弁させます。

それでは、一つめの市総合発展基本計画策定についてお答え致します。

(a) 1点めの前期基本計画の総括と後期基本計画への反映内容につきましては、先日の藤原幸作議員の一般質問への答弁と重複致しますが、これまでの前期基本計画に掲げた各種施策については、おおむね順調に推進してまいりました。しかしながら、本市にも本格的な人口減少時代が訪れ、社会経済情勢も好転しないなど、本市を取り巻く状

況は変化しております。

これらに対応すべく今回の後期基本計画の策定に当たってまいりましたが、本市の地理的特性や年齢構成など、施策の展開次第では人口維持・人口流入の可能性が高いものと認識しております。後期基本計画に盛り込んだ「3411」による土地利用規制緩和のほか、幼保一体化施設の整備や母子保健の充実、各種産業振興など、生活の質や満足度を高めていく施策を着実に推進させていくことが基本構想に掲げる本市将来像の実現につながっていくものと考えております。

(b) 2点めの新市建設計画の事業の中で総合発展計画に計画される事業計画と財源内訳につきましては、総合発展計画・基本構想期間が平成18年度から27年度であり、現在も構想の期間中であることから、変更や新規計画は今後も当然あり得ます。現段階で27年度までに確実に事業を実施しないと言えるものは豊川小学校の改築8億900万円で、財源内訳は補助金2億3,420万円、合併特例債5億300万円、一般財源7,180万円でありました。

また、事業内容の変更が衛生環境の整備のごみ処理施設の建設とリサイクルプラザの整備事業費40億円で、財源内訳は合併特例債38億円、一般財源2億円でありましたが、現施設の延命化を図る方針に変更したことに伴い、事業費・財源内訳も変更となるものであります。

なお、新市建設計画の策定時は具体的事業や詳細な内容については不確定な部分が多岐にわたることから、事業の実施については、新市で作成する総合発展計画基本構想・基本計画等に委ねられることとしているものであります。

次に、四つめの地域審議会のあり方についてお答え致します。

(a) 1点めの旧天王町に地域審議会が設置されていない理由については、伊藤議員が委員長を務めておられた庁舎建設調査検討特別委員会の8月23日開催委員会でも当局に答弁を求められておりました。また、合併協議会においても協議会委員を務められておられ、ご記憶にあるかと存じますが、平成16年6月22日開催の第15回合併協議会において天王地区には地域審議会を設置しないことが確認されております。この件については合併前の旧町議会において審議され、旧3町の意思が反映された結果、昭和地区、飯田川地区には地域審議会を設置することとなり、天王地区には設置しないことにしたものであります。

なお、天王地区への地域審議会設置の意向については、合併時の審議会設置協議と当

時の天王町議会の決定を尊重致し、当局から設置するための条例改正案を提案する考えはありません。

(b) 2点めの地域審議会に諮問する内容については、潟上市地域審議会の設置に関する条例第3条の所掌事務は4項目あります。第1号は、新市建設計画の変更に関する事項。第2号は、新市建設計画の進捗状況に関する事項。第3号は、新市の基本構想の作成および変更に関する事項。第4号は、その他市長が必要と認める事項であります。

新市建設計画の主要事業の廃止、新規事業の追加等変更については地域審議会へ諮る必要があると考えているかについては、はじめに新市建設計画の変更についてであります。変更が必要なときには、合併後は新たな市町村において行うこととされております。総務省ならびに県によると、必ず変更が必要と考えられる事例としては、合併後に全く計画になかった事業について、合併後、新たに合併特例事業債を活用して実施しようとする場合が挙げられております。その他の事項については、地域の実情に応じて判断されるべきとしております。

新市建設計画は、合併協議時に財政計画を作成するに当たり旧3町の事業要望を募り、新市における普通建設事業を検討したものであります。

このようなことから新市建設計画を今後とも具体化させる上では、これらの事業をいかに履行するか、事業を選択するかが大事であり、その都度、建設計画を変更または廃止していくことは現実的でないことから、本市の最上位計画であり、また、新市建設計画を踏まえて策定されております総合発展計画を重視した施策を展開すべきと考えております。

また、新市建設計画の策定方針においても、各個別事業の実施に当たっては、新市建設計画書の3ページに掲載されておるとおり具体的な事業および詳細な内容については不確定な部分が多岐にわたることから、本計画に基づき新市において作成する基本構想および基本計画等に委ねるものと明記されております。

なお、目的達成のための経過事業や厳しい財政状況、国・県の事業方針などによる事業は、基本的に新たな事業にとらえておりません。

(c) 3点めの事業の廃止・変更等は、地域審議会への諮問の対象になるかにつきましては、豊川小学校については建設の有無もありますが、1月の昭和地区地域審議会に豊川小学校と大久保小学校の統合について諮問し、地域審議会からは「多様化する教育活動に対応していくためには十分な学習環境が維持できなくなることが予想され、各学

年に複数の学級を有する規模の学校が望ましいことから、統合はやむを得ず、妥当と判断します。」との答申をいただいております。このように豊川小学校の方向性についてご判断をいただいたものであり、おのずと建設事業としての捉え方も変わるものと理解しております。

なお、クリーンセンター建設計画については、国では循環型社会形成推進交付金制度を活用した施設の延命対策が講じられていることから、ごみ処理を目的とした内容に変更はなく、したがって変更の諮問は考えておりません。

(d) 4点目の合併時に計画になかった事業についてであります。新市建設計画は合併特例債の対象となる事業を選択したもので、その結果、普通建設事業費の総額が190億円となっております。いずれ計画になかった事業については、合併特例債を活用する場合は新市建設計画を変更し、計画に盛り込む必要があります。

以上であります。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、8番伊藤栄悦議員の一般質問の一つめ、市総合発展基本計画実現に向けた取り組みについての2点め、情報公開の推進についてお答え申し上げます。

潟上市総合発展計画後期基本計画（案）には、開かれた市政の推進のために情報公開の推進を掲げ、情報公開条例の適正な運用を図ることを明記しております。この適正な運用の具体的内容とは、条例制定の目的のとおり、市の保有する公文書の開示を請求する権利に基づき、公正で開かれた行政運営の確保と市民の市政に対する理解と信頼の増進のために、条例規則にのっとり情報公開を正しく行うものでございます。

条例制定からこれまでも制度の運用に当たりましては、個人情報や法人情報などの不開示となる情報に留意しながら原則は公開であるという姿勢をとって、開示請求に対して適正な情報開示を行っております。

ご質問（a）の適正な運用の具体的内容につきましては、昨年度は地質調査データについて1件の開示請求がありましたけれども、この請求に対して個人情報などを削除した部分を開示しております。

ご質問（b）の改定すべき具体内容と条例改正の考え方につきましては、現条例の内容が十分でないということではなくて、後期基本計画では、現条例では開示請求者に対しては市民に限られるというふうなことがありまして、より積極的な情報公開推進を図るため

には、情報の開示請求できる規定を市民等以外の何人も可能とするものでございまして、現在、改正については県内他市の状況を含め検討致しております。

以上でございます。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 8番伊藤議員の3点めのご質問であります、行政改革と行政評価等についてお答え致します。

まず1点めの財政指標の目標値および実際値と、第1次行政改革の総括、第2次行政改革大綱への反映内容についてでございますが、ご承知のとおり、第1次行政改革大綱は本市誕生後の平成18年3月に策定したもので、当時は合併に伴う行財政効果を手探りの状態で策定したものであることを、まずもってご理解願いたいと思います。

こうした中で設定した行政改革による財政指標の目標数値ですが、計画最終年度に当たる平成21年度の数値と比較しますと、経常収支比率は目標の91.9%に対し実績は92.5%で0.6ポイント、起債制限比率は10.1%に対し10.3%で0.2ポイントと目標数値には達していませんが、公債費比率は13.9%に対し12.7%で1.2ポイントの向上、財政力指数は0.293に対し0.359で0.066の向上となっております。

第2次行政改革大綱は平成22年3月に策定しておりますが、第1次行政改革大綱の実績や社会経済情勢の変化など、本市を取り巻く状況の変化を反映したものとなっております。

当然のことながら、財政指標の目標値もこうした変化を取り込んだものとなっております。また、地方自治体を取り巻く環境の変化に合わせて目標とする指標そのものも見直ししており、第1次行政改革大綱にはあった起債制限比率と公債費比率を実質公債費比率に入れかえております。

2点めの第1次行政改革大綱における経費節減等の効果額については、各項目ごとの削減額ですが、人件費は1億9,600万円の削減、物件費は1億4,400万円の削減、補助費等については行政改革の効果はあらわれておらず、2,700万円の増加となっております。

また、これら3つの経費で5年間の削減額は3億1,300万円となっており、目標の8億3,300万円に対して37.6%の達成率となっております。

なお、これらの金額は毎年実施されている地方財政状況調査、いわゆる決算統計調査の平成16年度数値を基準として平成21年度数値との増減額を比較したものでございます。

なお、補助費等の平成21年度数値は、決算統計数値から経済対策事業として実施した定額給付金給付額5億4,347万6,000円と子育て応援手当給付費1,530万円を除いた数値で

比較しております。

3点めの行政評価における市民の満足度の把握方法とその結果、評価方法とその結果についてでございますが、平成20年度から本格実施した行政評価は、評価シートに基づき評価を実施しておりますが、その評価シートには市民の満足度を把握する項目がありませんでした。事務事業の評価においては、その事務事業について市民がどの程度満足しているかについて重要な項目と考えます。

市民の満足度につきましては、各事務事業についてアンケート調査を実施し満足度を把握する方法もありますが、実質的には直接市民とかかわりのある事務事業担当者の判断による部分が多くなると思います。今後の行政評価に当たっては、評価シートおよび評価方法の見直しを常に図りながら、より効率的かつ効果的な行政評価の実施に努めるものでございます。

また、評価方法についてであります。市の行政評価は事務事業担当課に評価シートの作成を依頼し、事業担当課において作成した評価シートに基づきヒアリングを実施し、その後、部長職等で組織する庁内行政改革推進本部において評価し、評価結果項目の判定をすることとしております。結果については平成22年11月号の市広報に掲載しており、平成21年度においては167の事業について評価を実施し、拡大継続と評価された事業は4事業、現状維持・継続は112事業、縮小継続は6事業、事務改善を要する事業が37事業、終期設定継続が8事業となっており、最終的には市民で組織する行政改革推進委員会において、特に事務改善の検討を要する項目と判断された事務事業について外部評価をしていた。市民の視点から意見・提言をいただいております。

4点めのどのような行政評価を考えているのかについてでございますが、行政評価の目的は住民へのわかりやすい説明、総合発展計画の進捗管理、事務事業の効率性の向上等が掲げられますが、本市においては行政評価の実施により予算編成や総合発展計画と連動したものへと展開できる、より充実した行政評価を目指すものとしします。

最後の5点めの第三者による外部評価を実施する考えについてのお尋ねでございますが、この点については3点めでお答えしたとおり、市民で組織する行政改革推進委員会において実施しております。

以上でございます。

○議長（千田正英） 8番、再質問ありますか。8番伊藤栄悦議員。

○8番（伊藤栄悦） ただいま、本当に丁寧なご説明いただきましてありがとうございます。

した。私の方から、今の答弁について再質問致します。

まず情報公開の推進についてでございますけれども、運用はそれはそれで結構だと思いますけれども、運用の場合でも努力目標というのがあるんですけれども、この中には、この努力目標というものは、これは法的な根拠というかそういうふうなことが薄弱で、裁判等では、これは取り入れられることはほとんどありません。そういう意味から、やはり運用する場合でもきちとした中身をこう策定しながらやっていかなければうまくないんじゃないかと、私はそういうふうに思います。そこあたりはどういうふうに考えているか。

それから2番めですけれども、この行政側の情報公開、行政情報を開示して市民の声をどう市政に反映させるかということが、これが重要なことで、これが取り組みの大きな視点になっているわけですね。だから市民に開かれた市政を行っていくためには、これは非常に重要なポイントでございます。その意味で、情報公開というのは確かに先ほど1件しかなかったというふうなことでありますけれども、1件しかないというようなことはもちろんこれ少ないのですけれども、条例そのものはこれ市民の権利を保障するものですから、きちりやっていかなければならないと私はそういうふうに思っております。行政が行政情報を開示して市民の声をどう市政に反映させるかということは、これはやはり為政者がどうそのことに対して意識を持ってるか、あるいはその姿勢がどうなのかと、これが条例内容に具現化されていくものじゃないかと私はそういうふうに考えております。ですから、その内容というのはやはりそれぞれの自治体によって相当違いますけれども、それはやはりそれぞれの自治体の運営をしていく人、いわゆる行政の為政者の考え方がそこに反映されていると、私はそういうふうに認識しております。

私は、皆さんも既にわかっているように18年の6月議会で市の情報公開条例の具体的な内容について一度質問をしております。これは市長さんもお答えになっておりますのでわかるかと思えます。例えば、これは詳しく言う必要もないと思えますけれども、開示請求者の市内限定規定というのは、先ほど総務部長さんの方からもこれらしきことを話されましたけれども、そういうふうなこと。あるいは開示請求権の重要な根拠づけになる知る権利、あるいは説明責任、あるいは地方自治の本旨に基づいて、こういうふうなものが情報公開条例の中に規定されてるかどうかが大きなポイントになります。そういうふうなことが、実は前の質問したときは1条に全部含まれているというふうなことでありましたけれども、1条には私は含まれていないと思えます。

そういうことがありましたけれども、あれから4年が経過しまして、この度たまたまその市の総合計画基本計画の中にこういう文章が、いわゆる策定した職員の、職員というよりも市長さんだと思いますけれども、その中に「改定しなければならない」というふうなことが文章がありましたので、いや、そういうふうな気持ちでおるのかなというふうには私に思いました。それで今回改めて情報公開条例をどのように考えているか、改定する気持ちがあるかというふうなことで伺いましたけれども、先ほどは何人ものということで、そのことで答弁をいただきましたし、条例改正は行う予定はないような話がありましたけれども、それでよろしいのでしょうか。そういうことで伺ってまいりました。

とにかくこの情報公開条例、市民に開かれた市政というのは、主権者である市民がいかに市政に参加していくときに行政が何をやっているかと、こういうことをしっかりと判断して、そしてその判断の上に立っていわゆるいろいろと自分たちの声を市政に反映させていくための声を出すと、こういうことで大変重要なことだと私は認識しております。

まずはそういうことで、できればそういうふうな、いろんなまだたくさんあります、私が考えているところでは、ほかの地域の自治体の条例、例えば私は秋田県の情報公開条例、それから宮城県の情報公開条例、これらも参考にしました。それから旧飯田川町と昭和町、それから天王町のこういう情報公開条例も比較をしてまいりました。そして、これは言ってもいいかわかりませんが、いわゆる総合的に検討した結果、旧天王町の情報公開条例が、実は潟上市の情報公開条例になっていたということがわかりました。そういう意味で、できるだけ前向きにやはり市民に開かれた市政ということで検討していただければありがたいというふうに思います。

それから次の段階ですけれども、この地域審議会、いろいろと行革の問題とか行政評価の問題とか、このことについては私は最初のところは8億3,300万円が3億円になったということなんですけれども、これは新市建設計画の財政計画というところから取ってきてるんで、これはやはり相当違ってくるんじゃないかと、当たり前だと思っておりました。でも3億円も減額になったということは、これはやはり評価に値すると、私は大変皆さん努力しているということで敬意を表したいと思っております。

指標についても、経常収支比率は非常に高いんですけれども、それ以外のところは徐々にでは改善されているんで、この後もどういうふうな展開するか、これはそれこそ努力

して頑張っていたきたいというふうに思います。

それから地域審議会のあり方についてですけれども、先ほど市長の方からる説明がありました。そういうことに関しても、私はなるほどねと、こういうとらえ方をしました。しかしながら、この地域審議会の設置された目的・役割、こういうふうなことを考えたときに、どうしてこの対等合併でありながら、地域審議会、合併協でそういうふうに決まったと言うし、それから天王議会の声もあったというふうな話をいただきましたけども、いや、そういう問題ではないと私はとらえております。これはやはり地域の、言ってみれば飯田川・昭和は人口少ないし、地域が小さいと。天王の方は相当人口も多いし、地域も広いと。そういうふうな意味で政治上の問題からすればなかなかこれはいろんなことあるかと思いますが、しかしながら心の合併を進めると、地域のいわゆる全体的な発展を試行していくと、確立していくというふうなことであれば、やはり何らかの形であってもこれは審議も、もちろん日ごろは行政の方でいろんな意味で市民の声を聞くということをやっておられますけれども、この地域審議会という性格からすれば、これやはり何らかの形でこれは諮問するものは諮問すると、そういうふうな姿勢があってもいいんじゃないかと私はそういうふうに思っています。そういう観点からとらえていただければなというふうに思っております。

天王の方で地域審議会はいらないと、そういうふうなことであるかもしれないけれども、私は違います。なぜかという、これはやはり新市建設計画というものが新しい市の総合発展計画の中に組み込まれていくわけですから、そういう組み込まれていくときに廃止とか変更する事項、これが必ずあるんじゃないかと思えます。もしあったとすれば、これやはり天王地区に対しても住民に対してもそういうことは問わなければいけないと私はそういうふうに思います。ですからそのときに地域審議会がないと、じゃあどのような方法でそういうふうなことをやっていくかと。これやはり行政のあり方だと思いますけれども、私はやはり対等合併でやっていくからには地域審議会、合併協でそういうふうなことをやったと言いながらも、やはり何らかの形で、当たり前の話でやっていかなければいけないのではないかと。公平・対等・平等という立場でやっていく必要があるというふうに考えてございます。

そういうふうなことから、まずは一つめ、こういうふうな審議会のあり方について今申し上げました。

それから先ほど市長は、次の2番めのところはね、この市長が地域審議会に諮問し答

申を受ける事項は何か、これはこの地域審議会条例の3条の1項1号から4号、それから2項、これに掲げられています。そういう内容であるということを市長が先ほど私に答弁したように思います。しかしながら実際に答申をする、したのがあるかということなんです。先ほど次の豊川小学校の事業計画について答申をしたというふうに述べられておりますけれども、これは第2項の、いわゆる3条第2項の、いわばこれはどういうことかということ、地域審議会は意見を述べるができるということでありまして。そういうことで、もし3条の2項であるとすれば、これは答申ではございません。そこを確認したいと思います。

(c)の方にまいりますけれども、この(c)の方では豊川小学校というのは、これは先ほどは新市建設計画というのは、これはまだ市が生まれる前に作ったわけで、ですからこれは新しい市に委ねられるというふうになっております。委ねられるということは、結果的には行政の方では上位計画であるいわゆるこの総合発展計画の中にこれは委ねられるわけだから、だから個々の事業にわたっては、細々の変更についてはこれはしなくともいいというふうな考え方だと思います。ですからそういう意味で、結局、最終的にはこれは市長がこの新市建設計画を策定するわけですから、市長がいわば取捨選択の権限を握ることになると。それを議会がチェックをするんだと。その意味ですから個々の個別の事業については、これは変更ととらえないで、いわゆる3条の1項1号に該当しないと、こういうふうな立場でとらえてるように私は思いました。

しかしながら、そうでしょうか。豊川小学校というのは、もうみんなわかっているように昭和町での最優先課題として新市計画に盛り込まれていたわけです。そして合併特例債、先ほど市長が言ったように5億300万円を活用して総事業費8億900万円を予定したと。いわゆる教育事業としての最大の事業であったわけです。ですから、そういうふうな言ってみれば地域住民にとっては学校の存亡にかかわる重大ないわば事業だというふうなことをやはり考えると、合併時に地域審議会が設置されたその目的とか役割からして、新市建設計画の変更事項として当然その言ってみれば諮問の対象として答申を受けるのが当然じゃないかと私なんかは考えるわけです。

改めてまたそのところに、(c)のところには「クリーンセンターの建設事業の廃止・変更等は」というふうに書いてございますけれども、クリーンセンターは、これもまた特例債38億円を使った、活用すると、こういうことの40億円の言ってみれば190億円の事業の中の最大事業であります。その事業が変更されないと、変更でないというふう

なことで、これも必要ないというのであるのは、私としてはやはり地域審議会は何のためにあるんだと、地域審議会というのは形骸化してるんじゃないかと、こういうふうには思わざるを得ないということで、そういう意味でやはりクリーンセンターそのものも、やはりこれは該当するんじゃないかというふうな思いを持って質問してるわけです。その理由づけはいろいろあると思います。そこには至りません、しませんけれども、そういうふうなことで、もしクリーンセンターが変更事項であるとすれば、やはりこれも天王地区の住民には審議会がないわけですから、それはそれなりの対応をしなければいけないのではないかと。それで、そういうふうなことでありまして、ここあたりもどうかということ。

それからもう一つ、答弁の時間はもしかしたらないかもしれませんが、こちらの方で時間の範囲内でやりますので宜しくお願いします。

当局の方の説明だと、こういう説明なんですよ。当局がそういうふうなことをやらないという理由ね。先ほど市長も述べましたが、新市建設計画を具現化していく上で履行できない場合、事業、変更する場合については、その都度、変更するのは現実的ではないと述べております。現実的ではないというのはどういうことなのか私もよくわかりませんが、そういうご答弁のようであります。だから本市の最上位計画である総合発展基本計画に委ねると。だぶるようでありますけれども、言ってみればそういうふうなことで、豊川小学校についてもそれぞれの事業ということで考えて、この際は3条1項1条の規定には該当しないということであったように思います。

そこで、私自身はやはりこのことは大変重要なことで、やはり大事だというふうに認識しておりまして、やはり諮問の対象ではないかというふうに思っております。編入合併である秋田市の河辺とか雄和あたりでも、これは編入ですからそういうことかもしれませんが、やはり年間3～4回やってるというふうなこともありますので、そこあたりも勘案してもらいたいと。

最後の(d)ですけれども、先ほど新市建設計画の変更については、これは新市建設計画になかった新しい事業を行うときは、必ず変更の手続をしなければいけないというふうになっております。そして、それは県の方の許認可を受けて、そして実行するということになるようであります。総務省とか、それから県の見解はそのようであります。

そこで、これは先ほど市長も変更が必要だというふうなことでありました。それで時間もないので、もう結論的に話をします。これは産直センター（仮称）ですけれども、そ

れからサッカー場の建設、これらについては多分、特例債を活用してるんじゃないかと私は思います。それで活用するときに、この県の許可を受けなければいけないので申請をしなきゃだめです。ですから申請をするときに、これは変更許可を受けない場合はもう市長さん方も十分わかっててやったと思いますけれども、これは新市建設計画関連事業ということで、それから先ほど市長は国の政策に基づいたものにはその限りではないと、そういうふうに言うておりましたけれども、私が秋田県の市町村課というところに伺ったときには、これは変更が必要であると。しかしながら、そういうふうなことは事業の中にそういう関連したものがあれば、これは変更できると、変更しないで済むと、多分そういうふうな手法を取ったのではないかと思いますので、そこがどういうふうに申請されたかということをごこの場でひとつ伺いたいと思います。だからそのようなこと、もしそういうふうなことがなされたとすれば、もう言うてみれば準変更みたいなもので、そのときはやはり少なくとも議会の方にはこういう事情でこういうふうな内容でこういうふうにしましたよというようなご説明があってもよかったんじゃないかと、私はそういうふうにしております。

いずれにしても地域審議会について伺いましたけれども、やはり何かすっきりしないと。何か形骸化していくような感じもすると。こういうふうなことで、結局は市長の事業に対する認識の仕方によって、いや、大体が決まってくると、こういうふうなことを感じました。しかしながら私は要望したいのは、やはりその目的とか役割を十分に尊重して、そしてやはり市民に開かれた市政の一環だと、こういう思いの中で必ずしも諮問ということではなくても意見を聞くことでも何でもいいんで、結局、実質のあるとか、何とか、市民から声を聞くような中身のそういうようなものをしていただければありがたいと、こういうふうにしております。

こういうことで、あと時間も7分ぐらいしかないんで答弁できる範囲内で答弁宜しく申し上げます。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 8番伊藤栄悦さんの再質問にお答えします。

まず冒頭、最後に、市は議会の声を聞くべきだということはもちろんでございますので、その点はあえてお答え致します。

いろいろございましたが、情報公開、私、基本的なことを申し上げます。情報公開等については、全部、市民に対し開かれた情報開示をするという基本原則でございますの

で、今言っただけの、8番さんのご提言にもあるように、開かれたその目的に沿った条例にしたいと。

なお、この変更しなければならないということについては、先ほど総務部長も答えましたが、対象者が市民・住民となっていますので、それを何人もという法の精神がありますので、それを変えていかなきゃないということをお答えしました。

地域審議会についてはいろいろありましたが、まず当時の、答弁では合併時の協議会を尊重すると。そしてまた、この当時の天王町議会の意思を尊重すると。当局はあえてそれを裏返す気はないという、当局ではですね。

当時の天王町議会のことを振り返って今見ますと、まず大きな理由はこうでありました。間違っていたら後で訂正しますが、一つめが、まず議会があると。二つめは、地域代表者会議、自治会が充実していると、公民館。だからそれ以上、地域審議会をやるのは屋上屋を重ねることだと、これが決定しなかった理由でありました。こう思っています。今それをさかのぼって旧天王町はございませんから、どうすることもできません。新しい審議会を検討すべき事項は審議会でも検討すべきだと、私はこう思います。後の細かい点については部長の方から。

それから豊川小学校は答申ではないと、こうご指摘ありましたが、諮問されたものについては答申しなければならないということもありますので、私は答申を受けたと、こう認識しております。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、8番伊藤議員の情報公開の推進についての再質問にお答え申し上げます。

ただいまは、鴻上市情報公開条例について個別のさまざまな項目についてすべて盛り込むべきというお話がありましたけれども、この条例につきましても、あくまでもこの情報の公開と保護にかかわるルールを定めたものでございます。そういうことからすれば、ただいま後期の基本計画を策定致しまして、それについて現状と課題の中に書かれておりますけれども、この市の情報公開条例に基づきまして、より開かれた市政を推進するために市の市民はもとより、市外の方々からの情報公開にも応じるというような内容でございます。これからの取り組みとしては、広報活動の充実、あるいは公聴活動の充実、あるいは情報公開の推進ということで、この中に様々に項目が盛り込まれておりますけれども、この情報公開条例のみならず、そういうふうな形で、今後市民の方々

には広く情報を公開しながら、その中でいただいた意見について市政に反映していくという考えでありますので、ひとつ宜しくお願ひしたいと思ひます。

○議長（千田正英） 幸村企画政策課長。

○企画政策課長（幸村公明） ご質問の一部をご答弁したいと思ひます。

豊川小学校と大久保小学校の統合について、昭和地区地域審議会の方に諮問したものでありますが、この諮問については第3条2項ではなくて、第3条第1項第4号の規定に基づき諮問し、それに答申をいただいた内容であります。

それから地域審議会、先ほど産直センター等のお話が出ましたが、新市建設計画の本文にある内容は、個別事業もその中にもありますけれども、基本的には方向性を示した記載であります。これは新市のまちづくりに関して、細かい事業まで定めてしぼりをかけてしまうと、新市の発展にブレーキをかけることにもつながりかねないということで、合併協議の協議においてはこういう取り扱いにしたものであります。そのために産直センター等も現在の新市建設計画のものに網羅される、含まれるというふうに県の方にも申請しております。

以上です。

○議長（千田正英） 8番、再々質問。

○8番（伊藤栄悦） 再々質問となりましたけれども、ただいまご答弁いただきました。

それで天王町に審議会がないと、作らなかった理由はこうだと言ひますけれども、やはりこの議会とか自治会と地域審議会の答申というのは違ひます、全く。中央の方のことでもわかるように、答申は諮問に対する答申というものの重さというものがありますので、ここら辺も考えながらこれから対応していただきたいと。

それから、今、大久保小学校と、それから豊川小学校の統合についてでしたよね。この統合については全く別問題ですよ。豊川小学校の事業変更と統合にかかわる問題は、私は別問題だと考えております。それで、したがってそういう意味で答申をした中身は、私の考えでは確かその3条2項というふうに記録してありますので、記憶してあります。そういうことで、もし2項だとすれば、これはやはりまだ豊川小学校のこの変更についてはしないという立場であるようではありますけれども、これは諮問をしてないと私は認識してあります。

大変長くなりましたけれども、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（千田正英） これをもって8番伊藤栄悦議員の質問を終わります。

以上で、一般質問はすべて終了致しました。

市長から発言を求められていますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） 住民投票条例について少しご報告します。

住民投票条例制定の直接請求について申し上げます。

去る24日、明るい潟上市を創る市民の会の代表佐々木俊則氏と菅原勉氏から、潟上市新庁舎建設に関する住民投票条例制定請求書が市に提出されました。この請求を同日受理致しましたので、地方自治法第74条第3項の規定により20日以内に議会を招集し、意見を付して条例を提出しなければなりません。20日以内に関係書類等が整備された時点で、条例案を議案として提出致しますので、議会での厳正なるご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（千田正英） 本日の日程は、これで全部終了しました。よって、本日はこれにて散会します。

なお、明日1日火曜日午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうも御苦労さまでした。

午前11時26分 散会